

平成 31 年 3 月 18 日から、育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更されました。

◎ 育児休業手当金の給付上限相当額

育児休業開始から 180 日目までの期間（給付割合 67/100 の期間）

（現行）13,695 円 → （変更後） **13,713 円**

181 日目から育児休業手当金終了までの期間（給付割合 50/100 の期間）

（現行）10,220 円 → （変更後） **10,234 円**

◎ 介護休業手当金の給付上限相当額

（現行）15,075 円 → （変更後） **15,093 円**